

マイナ保険証利用時には 電子証明書の有効期限をご確認ください！

利用者証明用電子証明書(数字4桁)とは

- 電子証明書とは、“**ログインした者が、あなたであること**”を証明するものです。
- 健康保険証利用時や、インターネットサイト等にログインをする際に利用します。



※電子証明書が有効期限を迎えると、上記の一部機能が利用できません！速やかに更新をお願いします。

※マイナンバーカードには、署名用電子証明書(英数字の6~16桁)もあります。

電子証明書の有効期限について

電子証明書の有効期限は、**年齢問わず発行日から5回目の誕生日まで**です。

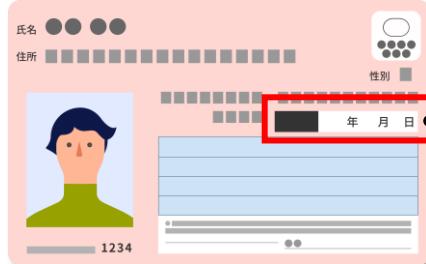
マイナンバーカードそのものの有効期限は？

- 発行日から10回目の誕生日(未成年者は5回目)までです。
- マイナンバーカードの更新には、交付時に来庁が必要です。事前申請をして交付時に来庁されると、その場で新しいマイナンバーカードと交換できます。

※これまでと同様、**任意の代理人による受取が可能**です。方法は、お住いの市区町村の窓口へお問い合わせください。

電子証明書の有効期限を確認するには？

マイナンバーカードの券面(左下図の赤枠部分)に記載されています。
記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。



▲マイナンバーカードの券面



▲マイナポータル



更新するにはどうしたら良いの？

有効期限の2~3ヵ月前を目途に**有効期限通知書**(右図)が送付されます。
通知が来ていなくても**有効期限の3ヵ月前**から更新ができます。

同封のパンフレットをご一読のうえ、**余裕をもってお早めに**お住まいの市区町村窓口で更新手続をお願いします。

なお、電子証明書の有効期限が切れても、お住まいの市区町村窓口で手続を行うことで再発行できます。

※電子証明書の更新と再発行の手続はオンラインではできません。



有効期限が切れたことを忘れて
病院等に行つたら、どうなるのですか？



詳しくは裏面に



▲有効期限通知書の封筒

医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダーでも 電子証明書の有効期限のアラートが表示されます

有効期限

3ヵ月前

マイナ保険証
使える



顔認証付き カードリーダーの画面

有効期限の3ヵ月前時点から有効期限まで、通知が表示されます。

証明書の有効期限が3ヵ月以内となっています。詳しくは市区町村にお問い合わせください。

次に進む



期限切れ翌日

マイナ保険証
使える

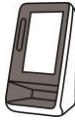


有効期限切れの旨と、更新のお願いが表示されます。

電子証明書の有効期限が切れているため、資格情報のみ当機関に提供します。

お早めに市区町村の窓口で電子証明書を更新してください。

次に進む



3ヵ月後

マイナ保険証
使えない



3ヵ月を過ぎると健康保険証としても使えなくなります。

電子証明書が失効しています。

マイナンバーカードを取り出し、受付窓口までお越しください。

証明書の更新は、市区町村の窓口で手続きが必要です。



マイナ保険証利用について

マイナ保険証で受診できます。

電子証明書の有効期限の2~3ヵ月前を目処に、「有効期限通知書」の封書が届きます（詳細は才モテ面参照）。お住まいの市区町村窓口等で、速やかな更新をお願いします。



注目！

マイナポータルログイン時にも、有効期限の3ヵ月前時点から、「マイナンバーカードの電子証明書を更新してください」と、通知が表示されます。



有効期限切れから3ヵ月間※は、
引き続きマイナ保険証で受診できます。

ただし、保険資格情報の提供のみで、
診療情報・薬剤情報等の提供はできません。
速やかに再発行手続きをしてください。

※ 有効期限満了日が属する月の末日から3ヵ月間



有効期限切れから3ヵ月間※経過後は、
マイナ保険証の利用ができません。

速やかに再発行手続きをしてください。

※ 有効期限満了日が属する月の末日から3ヵ月間

※ お手元に有効な健康保険証もなく、再発行手続きをされなかった場合、3ヵ月以内に、
資格確認書が交付されます。

引き続き医療を受けられますので、ご安心ください。



0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分

土日祝：9時30分～17時30分

マイナ保険証の
メリット等
について



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

マイナンバーカードの更新手続



JM03

マイナンバーカードには10年の有効期限があります。(18歳未満の方は5年の有効期限になります。)

有効期限が過ぎた場合には、マイナンバーカードを本人確認書類として使えなくなるほか、e-Tax等の電子申請やコンビニ交付・健康保険証等にも使えなくなりますので、更新手続を行っていただくようお願いします。

※更新手続後、交付通知書が届きますので、市区町村窓口にて新しいカードの交付を受けてください。

マイナンバーカードの更新にかかる手数料は、**無料**です。

同封物について

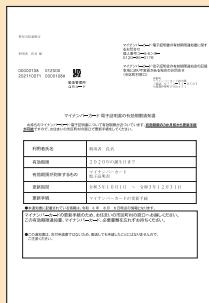
次の4点が封筒に封入されています。

申請方法は、本書をご覧ください。

本書



有効期限通知書



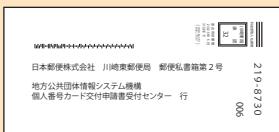
マイナンバーカード交付申請書

※マイナンバーカードの
更新のための申請書



返信用封筒

交付申請書を入れて
お送りください。

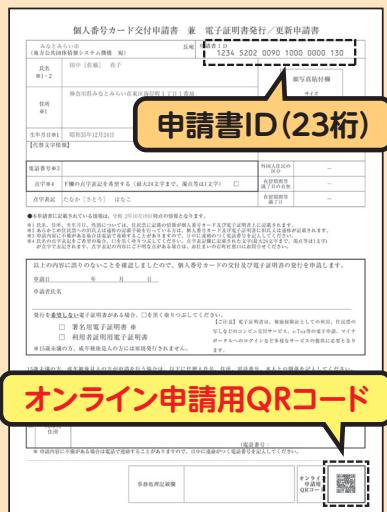


申請に必要な情報が記載
されています!

※郵便で申請する場合は必要事項
を記入して返信

交付申請書

申請書ID(23桁)



スマートフォンで申請

必要なもの



オンライン申請用
QRコード



スマートフォン



顔写真データ



半分以上の方が
スマートフォンや
パソコンからの
申請なんだって!

.....申請方法.....

- ①スマホで顔写真を撮影
- ②スマホで交付申請書の **オンライン申請用QRコード** を読み取る
- ③表示された申請用WEBサイトでメールアドレス等を登録
- ④メールアドレスに申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

パソコンで申請

必要なもの



申請書ID
(23桁)



パソコン



顔写真データ

.....申請方法.....

- ①6か月以内に撮影した顔写真データを用意
- ②申請用WEBサイトで **申請書ID (23桁)** を入力し、メールアドレス等を登録
マイナンバーカード パソコン
- ③メールアドレスに申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

証明用写真機で申請

必要なもの



オンライン申請用
QRコード



お金



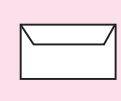
このマークが目印

.....申請方法.....

- ①タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択
- ②撮影用の料金を投入して、交付申請書の **オンライン申請用QRコード** をバーコードリーダーにかざす
- ③画面の案内にしたがって、必要事項を入力
- ④画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了

郵便で申請

必要なもの



交付申請書
顔写真
返信用封筒

.....申請方法.....

- ①交付申請書に必要事項を記入し、6か月以内に撮影した顔写真を貼付
- ②返信用封筒に入れて郵送し、申請完了

カードの仕上がりが早い
オンラインでの申請がおすすめ!

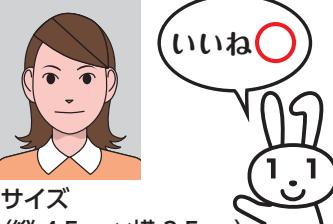


「申請書ID」「QRコード」が印刷されていない手書き用申請書が送付されている場合は、現在お持ちのマイナンバーカードに記載の「マイナンバー(個人番号)」を記入のうえ申請いただくか、お住まいの市区町村窓口でQRコード付き申請書を入手のうえ申請手続きをお願いいたします。

- ①以下の顔写真のチェックポイントを参照して顔写真を撮影の上、オンラインまたは郵送で申請してください。
- ②お住まいの市区町村から「交付通知書」が届きます。
(申請から約1か月ほどかかりますので、お早めに申請ください)
- ③交付通知書の案内にしたがって、新しいマイナンバーカードをお受け取りください。

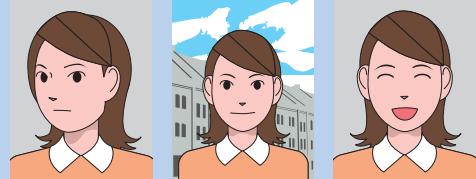


顔写真のチェックポイント



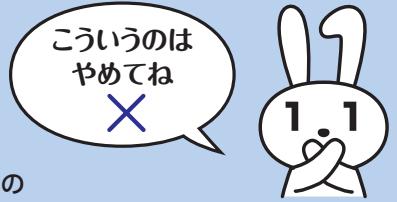
サイズ
(縦 4.5cm×横 3.5cm)

- ・ 最近6か月以内に撮影
- ・ 正面、無帽、無背景のもの
- ・ 郵便で申請する場合は、裏面に、氏名、生年月日を記入してください。



- ・ 顔が横向きのもの
- ・ 無背景でないもの
- ・ 正常時の顔貌と著しく異なるもの
- ・ 背景に影のあるもの
- ・ ピンボケや手振れにより不鮮明なもの
- ・ 帽子、サングラスをかけ人物を特定できないもの

こういうのはやめてね



お問い合わせ先

公式サイト

マイナンバーカード総合サイト

検索

<https://www.kojinbango-card.go.jp>



お問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイナンバー

平日 9時30分～20時00分 (年末年始を除く)
土日祝 9時30分～17時30分

マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250 におかけください。

外国語対応

• Please direct any inquiries in English to the following number. For details, you can also check the website.

• 如使用中文进行咨询，请拨打以下号码。详情也可访问主页进行确认。

• 如果您想使用中文洽詢，還請撥打以下電話專線聯絡，謝謝。詳細資訊請參閱網站。

• 한국어로 문의하시는 경우 이하의 전화번호로 연락주십시오. 상세한 사항은 홈페이지에서 확인할 수 있습니다.

• Para informes en español, diríjase al número de teléfono indicado a continuación.
También encontrará información detallada en la página web.

• Favor entrar em contato no número de telefone abaixo para consultas em português.
Maiores detalhes podem ser consultadas também na homepage.

• This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

Tel : 0120-0178-27 URL:<https://www.kojinbango-card.go.jp>



Multilingual Info

総務省・地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)

Japan Agency for Local Authority Information Systems

地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) は、国と地方公共団体が共同して運営する法人です。